年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1.	今回(のあっ	せん	等(の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和34年5月31日から同年6月1日まで 私は、昭和34年4月にA社に入社し、37年2月に退職するまで継続 して勤務していた。同一会社の支店を異動した際の喪失日の取扱いの誤 りなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、昭和34年6月1日付けでA社B支店から同社C支店に異動したことが推認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年4月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和34年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年5月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成11年7月31日から同年8月1日まで 私は、平成9年6月1日にA社に入社し、11年7月31日で同社を退職したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年7月31日となっており、同年7月が厚生年金保険の加入月数に含まれていない。

私が保管している入社から退社までの 26 月分の給与明細書では、厚生 年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務し、平成9年6月から11年7月までの期間について、 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが、申立人が 所持する給与明細書により確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年7月分給与明細書及び同年6月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が同じであり(厚生 年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌 日となっている。)、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録することは考え難いこと、及び事業主が資格喪失日を平成11年8月1日 と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤っ て記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで 私は、昭和 33 年 3 月にA社に入社し、43 年 8 月 31 日までB支店に在籍 した。同年 9 月 1 日にC支店に転勤し、47 年 12 月に退職した。

継続して同一会社に勤務していたのに、厚生年金保険の記録が1月抜けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書により、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し(昭和43年9月1日に同社B支店から同社C支店(当時は、D出張所)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和43年8月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、昭和35年5月1日に種別変更の届出を行ったとは認められないことから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第三種被保険者と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和35年5月1日から37年9月16日まで

私は、A社B鉱業所に昭和34年4月1日から37年9月15日まで坑内員として勤務しており、発破作業にも従事し、発破手当も全期間支給されていた。このため、厚生年金保険の被保険者種別は全期間、第三種被保険者であるはずなのに、昭和35年5月1日から37年9月16日までの厚生年金保険の被保険者種別が第一種被保険者(一般の被保険者)となっているので、この間の被保険者種別を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る社会保険庁のオンライン記録では、昭和35年5月1日に種別変更が行われ、申立人は、坑内員である第三種被保険者から坑外員である第一種被保険者に種別変更になっている。

しかし、承継会社のC社B鉱山管理人(申立期間当時、申立事業所の人事担当。以下「B鉱山管理人」という。)が保管していた申立事業所の賃金台帳及び賃金差引計算書等では、申立人の職種は坑内運鉱員(運鉱員)と記載されており、申立期間についても坑内員として勤務していたことが確認でき、かつ、B鉱山管理人及び同僚も、申立人は申立期間については坑内運鉱員として坑内作業(削岩後の鉱石の運搬)に従事していたと回答していることから、申立人は申立期間当時、坑内員(第三種被保険者)として勤務し、第三種被保険者としての厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管している申立事業所の昭和 28 年4月ごろから 36 年 10 月ごろまでの健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、坑内夫その他

の欄に「①」と記録されている同僚は社会保険庁のオンライン記録においても 資格取得時は第一種被保険者となっていること、及び同欄に何ら記載の無い同 僚は、オンライン記録において資格取得時は第三種被保険者となっていること から、同欄が空欄となっている申立人については、資格取得時は第三種被保険 者であったことが認められる。

さらに、被保険者名簿の申立人に係る欄では、昭和36年10月に標準報酬の改定の記載及び「氏名変更」の記載は確認できるが、種別の変更についての記載は確認できない。かつ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(昭和35年5月1日の標準報酬から記載)を見ると、種別の欄が「①(第一種被保険者)」となっているが、被保険者原票においても種別の変更が行われた記載は無い。

加えて、被保険者原票では申立人と同じく昭和35年5月1日の欄が「①」となっている被保険者のうち、被保険者名簿及び被保険者原票では、種別の変更の記載は無いものの、オンライン記録では、同日より前に種別が変更されている被保険者がいることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、適切に記録が管理されていたとは考え難く、事業主が、社会保険事務所に第三種から第一種へ種別変更した旨の届出を行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成5年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成5年5月31日から同年6月1日まで 私は、A社B工場に平成3年12月1日から5年6月1日まで勤務し、A社 本社に転勤した。1日の空白期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社B工場長の供述から判断すると、申立 人がA社に継続して勤務(平成5年6月1日にA社B工場から本社に異動)し、 申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における平成5年3月の社会保険庁のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存していた申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成5年5月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和39年2月17日から41年8月11日まで

厚生年金保険の記録が漏れていたので、社会保険事務所に問い合わせたところ、脱退手当金を領収済みとの回答であった。確かにA社の前に勤務したB社については脱退手当金を受け取ったが、A社については、そのままにして将来必要な時に受け取ればよいと思っていた。A社を昭和41年8月11日に退職したが、43年5月24日に脱退手当金を領収しているのが不思議でならない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の昭和43年5月24日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 42 年 12 月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立事業所の厚生年金保険資格喪失後も国民年金に再加入して、国 民年金保険料を納付しており、申立期間については通算可能な状況にあるうえ、 昭和41年9月以降の国民年金保険料は完納し、60歳から高齢任意加入も29月 行うなど、年金に対する意識は高く、脱退手当金を請求する意思を有していた とは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

広島国民年金 事案 665

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から63年12月までの期間及び平成元年2月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成元年1月は国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和62年8月から平成9年1月まで

私は、昭和50年12月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納め続けたのに、申立期間のうち7年近くの期間が未納とされていることや、 平成6年度と7年度については、免除の手続をした覚えは無いのに申請免除になっているのはおかしい。

平成9年2月からは、国民年金に未加入であることは承知しているが、 それまでの期間は納付している。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人については、平成9年2月12日に申立期間を含む国民年金被保険者期間(基礎年金番号)と厚生年金保険被保険者期間が統合されていることが確認できる。このため、申立期間については、被保険者期間が統合されるまでは、国民年金保険料が納付済みである平成元年1月と平成6年度及び7年度の申請免除の期間を除いては、厚生年金保険の被保険者資格の取得・喪失に合わせた国民年金の被保険者資格の取得・喪失の手続は行われないまま、国民年金被保険者の未納期間として記録されていたものと推測することができ、厚生年金保険加入期間を含む申立期間について保険料を納付し続けていたとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、申立期間以前から同一町内に居住しており、申立人に 別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は 見当たらず、申立人が供述している当時の関係者に照会しても、申立てを 裏付ける供述は得られず、申立人の納付状況に係る記憶もあいまいであるなど、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成6年度と7年度の申請免除の手続をした記憶は 無いと主張しているが、2年度にわたり、行政側の記録管理上不適切な取 扱いがあったとは考え難い上、申立人と同居している妻と娘についても申 請免除となっているほか、当該期間以外も未納が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の昭和62年8月から63年12月までの期間及び平成元年2月から9年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、平成元年1月については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

広島国民年金 事案 666

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和63年5月から平成3年3月まで

私は、大学1、2年のころはA市(現在は、B市)に、3、4年のころはC区に住んでおり、自分で国民年金の加入手続をした記憶は無いが、両親からは「学生が任意加入だった申立期間のころも、D市の実家で国民年金の加入手続を行い、近所の金融機関から保険料を振り込んでいた。」と聞いている。

なお、学生が強制加入となった大学4年の時、自分でC区役所で保険料を納めたことがある。

第3 委員会判断の理由

申立人の両親によれば「息子の20歳の誕生日のころ、D市E区役所から国民年金の加入手続の書類が郵送されてきたので、必要事項を記入して返送した。年金手帳は受け取っていないが、同区役所から3か月ごとに郵送されてきた納付書により、近所の金融機関で3か月ごとに保険料(2万4,000円~2万5,000円)を振り込んでいた。」としている。

しかし、申立人の国民年金の資格取得日は、申立人が所持するC区役所で発行された年金手帳及び同区役所が作成した氏名索引簿により、平成3年4月1日と確認できるとともに、氏名索引簿の同年5月2日進達との記載により、同年4月ごろに加入手続されたものとみられることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、保険料を納付できない期間であり、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の両親が加入手続を行ったとするD市によると、当時、同市では 20 歳到達月の翌月に加入勧奨を行っていたとしており、申立人が

20 歳到達月(昭和63年5月)以前の昭和63年3月にA市に住民票を異動しているにもかかわらず、E区役所が同年6月に申立人あての加入勧奨の通知を実家に送付することは考え難い。

さらに、仮に加入勧奨対象者リスト作成の行き違いなどにより、申立人 あてに加入勧奨の通知が行われたとしても、D市によれば、当時、加入勧 奨の通知は、はがきで行われており、封書で加入手続の書類を送付するこ とはなく、仮に区役所窓口で加入手続が行われた場合でも、住民基本台帳 に登載されていない者に国民年金手帳記号番号を払い出すことはできない としている。

加えて、申立人の母親が納付したとする金額は、申立期間の国民年金の保険料額の3か月分とほぼ一致するが、当時、D市では加入時又は年度当初に毎月納付用の納付書を一括で送付しており、3か月ごとに納付書が送られてきたという母親の話とは合致せず、ほかに申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和49年5月から63年3月まで

昭和 44 年に国民年金に加入してからずっと国民年金保険料を納付してきた。納付方法は郵便局や銀行の窓口だったり、出入りしていた銀行員に預けたりしていた。また、58 年 4 月から夫の国民年金保険料を年払いにしたのをきっかけに、サラリーマンの妻は国民年金保険料を納めなくてもよいということを聞き、夫はサラリーマンではないが、私の分の納付を一時期中断し、63 年 4 月より再開した。中断していた期間も含めて、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫の国民年金保険料を年払いにしたのをきっかけに、昭和58年4月から私の分の納付を一時期中断し、63年4月より再開した。」と供述していることから、申立期間のうち昭和58年4月から63年3月までの期間については、国民年金保険料を納付したとは考え難い上、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫が年払い(前納)にしたのは、昭和56年度からであり、年払いにした時期も相違している。

また、申立人と申立人の夫は、A市に住んでいた昭和 49 年 5 月から 50 年 9 月までの期間については、国民年金保険料の納付場所、納付方法などを覚えていないとしており、50 年 9 月以降は、郵便局や信用金庫で納付していたか又は来訪していた信用金庫の担当者に預けていたとしているところ、A市では、平成 13 年度までは郵便局で納付はできない上、来訪していた信用金庫の担当者は確認できたが、国民年金保険料の収納について具体的な供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳(昭和40年度から49年度までの間に作成)によると、申立人は昭和48年10月26日に資格喪失となっている上、昭和50年度から59年度までの間に申立人の被保険者台帳が作成されていないことから、50年代には資格を取得した形跡がうかがえず、申立期間当時は未加入となっていたとみられる。

加えて、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間については未納となっており、A市では、申立人はA市内での転居のため、被保険者名簿の転送等は行われておらず、記録漏れが発生する可能性は少ないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 668

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年4月から平成5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和62年4月から平成5年5月まで

昭和52年より自営業をしており、夫婦で働いていた。私は、62年から妻と共に国民年金保険料を納付しているはずなのに納付記録が無い。

夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた妻は、「それは何かの間違い。」と言っており、手元に納付を証明する書類は残っていないが、妻は昭和62年から納付記録があるので、妻と同じ記録にして頂くよう強く要望する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日(20歳の強制加入者等)から、平成6年10月ごろに払い出されたものと推認されるが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻の前後の記号番号の被保険者資格取得日(任意加入者)から、昭和63年2月ごろに払い出されていると推認され、申立人の妻の前後に記号番号が払い出されている者の中に申立人の名前は確認できない上、申立人に別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、市町村が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人は 平成6年10月に国民年金の加入手続を行い、昭和46年4月1日にさかの ぼって資格を取得していることが確認できることから、加入手続を行った 時点では、申立期間のうち62年4月から平成4年8月までの国民年金保険 料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立人の妻が夫婦の保険料を一緒に納付したとしているところ、申立人の記号番号が払い出される前の平成6年4月から同年

9月までの申立人の保険料については、6年12月14日に一括納付されているのに対し申立人の妻の保険料は月ごとに納付されており、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は病気療養中であり、当時の状況を聴取することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和37年6月から38年11月まで

私は、大手造船会社の下請会社のB社で働いていたが、同造船会社が 名称変更した時期に、下請会社もA社に変わり、自分も同社で引き続き 働いた。

厚生年金保険被保険者証と健康保険証はあったので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業所名、所在地、業務内容を記憶しており、申立人が記憶する同僚2人が、申立期間当時、同事業所に在籍していたことが確認できることから、申立人が申立ての事業所での業務に関係していたことは推認することができる。

しかし、申立ての事業所は、昭和37年6月から事業開始しているが、厚生年金保険の適用事業所となったのは38年9月1日であることが社会保険庁の記録で確認でき、申立期間のうち同年8月までの期間は適用事業所ではなかった。

また、当該事業所の事業主は、「昭和37年6月に事業をB社から引継ぎ、20人から30人の従業員が移籍したが、申立人の記憶は無い。38年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となった時に、正社員であった者は全員厚生年金保険に加入させた。」と供述している。

さらに、申立期間のうち、昭和38年9月から同年11月までの期間において、社会保険事務所が保管する申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は見当たらない。

加えて、申立ての事業所の当時の経理担当者及び連絡の取れた6人の従 業員に照会したが、申立人の記憶は無いとしている。

なお、申立人は、B社にいたと供述していることから同社についても調査したが、関係者の供述は得られず、同事業所の被保険者名簿の昭和 37 年6月の健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: ① 昭和28年12月から29年12月まで

② 昭和33年3月から同年10月まで

③ 昭和38年12月から39年3月まで

申立期間①は、亡くなった父が、A社に勤務していた時の知り合いに 勧められて勤務した。工場長から、「辛抱すれば、退職後も安心なので頑 張れ。」と言われたので厚生年金保険料は引かれていたと思う。

申立期間②のB社及び③のC社は、いずれも新聞広告を見て入社したが、厚生年金保険があると言われたと思う。

申立期間の記録が無いのはおかしいので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している同僚 4 人が、昭和 27 年 3 月から申立ての事業所に在籍していることが、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が勤務していたことは推認することができる。

しかし、同僚のうち3人は既に死亡しており、1人は申立人を記憶しておらず、申立人と申立人の父及び祖父を知っているとしている別の同僚は、昭和25年1月に申立ての事業所を退職している上、同僚の供述と申立人の供述が一致せず、申立人の父に関する記憶との混同が推測される。

また、申立ての事業所の本社人事担当者は、「D地方の記録は残っているものが少ないが、現在保管している労働者名簿には申立人の名前は無い。臨時雇用であったとすれば、厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

さらに、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間の健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、申立期間に在籍している従業員のうち連絡の取れた2人に聴取したが、申立人を覚えていないと供述している。

また、申立ての事業所によると、「当時の社会保険の各種申請書の控えが残っているが、申立人に係る記録は確認できない。記録が無いのは、 非常勤だったからではないかと思う。」としており、当該事業所における 申立期間に係る勤務形態や保険料控除を裏付ける供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間の健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、同時期に申立ての事業所に在籍している同僚 2 人が、申立人の名前を覚えていることから、申立人が申立ての事業所に 勤務していたことは推認できるが、同僚の1人の厚生年金保険への加入 は、入社から8か月後であることが確認できることから、申立ての事業 所では、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえ る。

また、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生 年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 725 (事案 466 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 8 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで

② 昭和29年2月21日から32年8月1日まで

私は、昭和25年8月からC県のA社に、その後、D県のB社の工場敷地内の寮に勤務したが、結婚のため退職し、実家に一旦戻り、結婚後は E県に転居した。

B社を退職時に退職金を受け取ったことも、脱退手当金の手続をしたことも無く、支給通知を受けたことも無い。脱退手当金は受けていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間②に係る事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日と同時期の昭和29年から37年までに資格喪失した申立人を除く16人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に支給記録があり、このうち12人は厚生年金保険資格喪失日から約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたと考えられ、当該事業所も、「当時、代理受領はしていないが、代理請求は行っていた。」としていること、ii)申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る2つの事業所の加入記録が記載されているが、申立人の氏名は申立期間②において改姓しているにもかかわらず、当該事業所入社時の姓に29年9月20日に変更処理されているにとどまる。一方、同事業所の被保険者名簿には申立人が在職中に改姓したことに伴う氏名変更処理が同年10月

2日になされた記録があるが、当該事業所から提出された申立人の被保険者資格喪失届の備考欄には「8.3氏名変更届提出」との記載がある。これは、申立期間①の事業所を所轄するC県の社会保険事務所が管理していた申立人の被保険者台帳の氏名が、申立期間②の事業所入社時の姓のまま未処理であったことから、33年4月1日に支給決定された脱退手当金請求の事務処理に伴い、改めて32年8月3日に氏名変更届が提出されたものと考えるのが自然であること、iii)当該台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は昭和60年に社会保険事務所に行った際、自分あての脱退手当金に係る通知書らしきものを見たと供述しているが、 当該社会保険事務所に照会しても事実関係については確認ができず、供述 を裏付ける関連資料も無い。

また、申立人は、「当時から年金を繋げる意識はあった。」としているが、 申立期間当時は通算年金制度創設前であり、申立人が、再度、厚生年金保 険に加入するのは申立期間から 10 年後である上、申立期間の厚生年金保険 被保険者台帳記号番号とは異なる番号で資格を取得しているなど、申立内 容に矛盾がみられる。

さらに、申立人は、申立ての事業所を退職した際の手続などについて記憶が明らかでないなど、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない ことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと 認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成13年8月1日から15年8月28日まで 社会保険事務所の訪問調査により、私の申立期間の標準報酬月額は、 19万円なのに、さかのぼって9万8,000円に訂正されていることが分かった。

標準報酬月額を元に戻してほしいので、調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失処理日である平成15年9月4日に、13年8月から15年7月までの厚生年金保険の標準報酬月額を19万円から9万8,000円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

また、同社の保管する源泉徴収票から、申立期間について、社会保険庁の記録する訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であり、申立人の夫が代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、同社の社会保険関係事務を担当し、厚生年金保険の滞納保険料のことで社会保険事務所に呼び出され、打ち合わせをした記憶があり、その時、さかのぼって申立人の標準報酬月額を引き下げる話があったのかもしれないと供述している。

さらに、申立ての事業所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書は、同社が申立人の標準報酬月額の遡及訂正に係る届出を社会保険事務所に行ったことに伴い、社会保険事務所から同社に交付されたものと考えるのが自然であり、同社が、業務として申立人の標

準報酬月額の遡及訂正に係る届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、社会保険に関する事務を担当し、取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額減額の遡及訂正の届出に伴う処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成14年1月1日から15年4月30日まで 社会保険事務所の訪問調査により、申立期間の標準報酬月額が引き下 げられていることが分かった。平成14年の夏から15年の春にかけて、 滞納保険料のことで数回社会保険事務所に相談した際、標準報酬月額を 引き下げて保険料に充てると言われ、やむを得ず了解したものなので、 標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 15 年 4 月 30 日より後の日付である同年 5 月 9 日と同年 6 月 10 日に、14 年 1 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 30 万円から 9 万 8,000 円に、14 年 8 月から 15 年 3 月までの標準報酬月額を 20 万円から 9 万 8,000 円に、それぞれ引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、同社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、会社設立当初から、代表取締役に就任し、申立期間当時も会社の代表者となっていたことが確認できる。

また、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料の整理の交渉をするため、申立人とその妻は社会保険事務所の職員と相談して、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、保険料の滞納を解消する旨の指示を受け、やむなく了解して標準報酬月額を引き下げる届出を行ったと主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年7月まで

昭和19年に公共職業安定所(当時の国民勤労動員署とみられる。)から通達が届き、母からどうしても働かなければならないものだからと言われたため、昭和19年4月から20年7月までA社で糸作りの作業に従事していた。その期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者年金保険法(現在の厚生年金保険法、工場や炭鉱に勤務する男子労働者を対象)では、女子については昭和19年5月までは労働者年金保険の被保険者とされておらず、同法の改正に伴い同年6月1日から被保険者が女子及び一般事務職員まで拡大されたが、同年6月1日から同年9月30日までは同法施行に伴う準備期間とされ、保険料徴収及び保険給付は同年10月1日から開始とされたため、同年6月から同年9月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

また、申立事業所の社員名簿に申立人の名前があり、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できるものの、社員名簿の申立人の氏名欄の隣に「奉仕」と記載されていることから、同名簿で申立人前後で「奉仕」と記載のある5人について厚生年金保険の加入状況を申立事業所に照会したところ、全員加入記録が無いとしている上、申立事業所が保管している厚生年金保険被保険者台帳には申立人の氏名は無いと回答している。

さらに、申立人が同時期に勤務していたとする同僚(上級生)について も、申立人と同様、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い上、 当該同僚からは健康上の理由により申立内容について聴取することができ ない。

加えて、申立人は、「給料は勘定袋に入れられており、雇用保険のようなものを引かれていた。」と主張しているところ、具体的な金額等までは記憶しておらず、申立事業所では厚生年金保険料の控除等については不明としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和45年5月1日から49年3月1日まで 夫は、申立期間について過去に勤務したことがあるA社に再度勤務し ていた。昭和46年に長男を出産した際に出産育児一時金を受け取った覚 えがあり、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、記録を 訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所では、申立期間より前の申立人の在職期間(昭和43年8月1日から44年4月16日まで)については、労働者名簿があり、勤務していたと確認できるが、申立期間については、労働者名簿に申立人の記録は無く、在籍した事実が確認できないと回答している。

また、申立期間に申立事業所で厚生年金保険の加入記録がある従業員に 照会したところ、申立人を記憶している者はいるものの、申立人の勤務期 間及び厚生年金保険の加入等については分からないとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間について申立人の記録は無く、欠番は一つあるが、欠番となっている者は昭和 47 年4月から同年9月の間に資格を取得しているとみられ、申立期間等からみて申立人とは考え難い。

加えて、申立人の妻は、長男の出産育児一時金を受け取った覚えがあるとしているところ、社会保険事務所及び居住地の市町村においては書類の保存年限を経過しているため確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和25年3月3日から同年5月5日まで

②昭和25年9月20日から同年9月30日まで

私の厚生年金保険の加入期間は4か月であると言われたが、A社に昭和25年3月3日から勤務したことを記憶しているし、倒産して解雇された後に失業保険を受給しており、厚生年金保険の加入期間も最低でも6か月はあったはずであると思うので、調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立事業所を退職後、再就職先に提出した履歴書の記載内容等から申立人が昭和 25 年 3 月 3 日から勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶する上司等は死亡しているため、厚生年金保険の加入等について聴取することができず、申立期間当時、申立事業所で厚生年金保険の加入記録がある従業員に照会したところ、「厚生年金保険の加入時期は入社と同時ではなかった。」、「記憶する入社日から1か月余り後に加入となっている。」と回答している者がいることから、申立事業所では厚生年金保険の加入時期について従業員によって取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、欠番も無いものの、被保険者名簿の中に申立人と姓が一字異なり、名が一致している被保険者がおり、かつ、生年月日は申立人と同一で、資格喪失年月日が上記履歴書に記載されている退職年月日と一致していることから、当該被保険者は申立人と推認されるが、当該被保険者の記録は、昭和25年5月5日資格取得、同年9月20

日資格喪失となっている。

申立期間②について、i)商業登記簿によると申立事業所は昭和25年9月18日に解散していること、ii)上記履歴書によると申立事業所の退職日は同年9月20日と記載されていること、及びiii)申立事業所は同年9月20日に全喪し厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人が申立事業所で厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、申立事業所は解散しているため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和63年10月1日から平成元年12月1日まで 私が代表取締役をしていたA社において、昭和63年10月1日から平 成元年12月1日まで15か月間の標準報酬月額が15万円と記録されてい るが、実際には、その前後の期間と同様、給料は41万円だったと思う。 記録が誤っていると思うので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立事業所の唯一の代表取締役として、申立 事業所に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、申立事業所の 商業登記簿や社会保険庁の記録により確認でき、業務執行に責任を負う立 場にあったと考えられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その前後の期間より低額となっているものの、さかのぼって訂正されるなど不合理な処理が行われた形跡はみられない。

さらに、申立事業所では、保存期間経過により関係書類を保管していないとしており、申立人の報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和49年10月1日から51年3月16日まで私は、昭和44年3月4日から51年3月16日までA社に勤務していた。標準報酬月額は昭和49年7月1日から同年10月1日までが12万6,000円、49年10月1日から50年10月1日までが11万8,000円、50年10月1日から退職した51年3月16日までが12万6,000円の記録となっているが、在職中、賃金が下がった記憶は無く、退職前2、3年の給与は16万円から18万円はあったはずである。

標準報酬月額が著しく低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額は、厚生年金基金が保管している申立人の標準給与月額の記録と一致しているとともに、被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額には不適切な処理が行われた形跡は無い。

また、申立人が記憶している同僚二人も申立期間中に標準報酬月額が1等級から3等級下がっている上、申立人が記憶していない従業員(6人)について、申立人の標準報酬月額が下がっている昭和49年10月の標準報酬月額を確認したところ、9万2,000円(昭和28年8月生まれ)から18万円(昭和9年生まれ)となっており、申立人の標準報酬月額(11万8,000円)が不自然とまではいえない。

さらに、申立人が記憶する同僚の一人は、昭和50年5月から51年12月までの給与明細書を保管しており、申立人と同様、給与の総支給額か

らみて標準報酬月額は低いものの、厚生年金保険料は社会保険事務所に 記録された標準報酬月額に基づき正しく控除されているとしている。

加えて、申立事業所は、申立期間当時の関係資料を保存期間経過のため保管しておらず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除額等については不明としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和37年2月1日から38年4月1日まで 私は、昭和35年11月から38年3月までA社で勤務していたが、37年2月で厚生年金保険の資格を喪失している。在職していたにもかかわらず、加入記録が無いことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所(承継事業所)の回答及び同僚の供述等から、申立人は申立 事業所で申立期間において勤務していたことは確認できるものの、社会保 険庁の記録によると、申立人が記憶している同僚4人のうち3人は申立事 業所における厚生年金保険の加入記録が無く、加入記録がある1人は昭和 37年4月1日に資格喪失している。

また、B共済では、申立人は申立期間のすべてを含む昭和37年2月1日から38年4月30日まで共済組合の加入期間があり、退職一時金の対象者となる年金待機者(原資凍結者)として登録されていると回答している。

さらに、社会保険事務所の保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和35年11月1日に資格取得、37年2月1日に資格喪失となっており、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

加えて、申立事業所は、申立期間当時の関係資料を保管していないため、 人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、申立人の申立期間に係 る厚生年金保険料の控除等については不明としている。

このほか、申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。